決定又は実施年月日	内容
平成 10 年 5 月 18 日	・議長の諮問機関として「議会制度調査検討協議会」を設置し、次に掲げる事項につ
	いて審議することを決定
	【審議事項】
	(1) 議会の権能と活性化に関すること。
	(2) 議員の定数に関すること。
平成 10 年 12 月 8 日	・「議会制度調査検討協議会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を
	現状の 48 人から 2 人減することを決定
平成10年12月18日	・12 月定例会本会議において議員定数を 46 人に減員(平成 11 年の一般選挙か
	ら施行)
平成11年10月30日	・長崎青年会議所主催による「長崎市こども議会」を開催
平成 13 年 3 月	・平成 13 年 3 月定例会からケーブルテレビによる本会議の生中継を開始
平成 13 年 3 月 7 日	・「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」制定(平成13年4月1日施行)
平成 13 年 5 月 25 日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置し、議員定数等について審議する
	ことを決定
平成 13 年 9 月 3 日	・長崎市議会ホームページ開設
平成13年12月17日	・「議会制度検討会」から議長に対し「議員定数」について答申がなされる。
	【答申】(一部抜粋)
	・議員定数については、現状の 46 名を維持すべきである。
	・議員定数については、現状の 46 名から 2 名ないし 4 名を減すべきである。
	との、ほぼ拮抗した意見であることから、本検討会として一定の結論を出すに至らなか
	ったため、両論をもって答申するものである。
平成 14 年 1 月 10 日	・「議会制度検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。
	【答申事項】
	1 市政一般質問について
	① 質問方法について
	質問通告書に基づき登壇して質問を行う場合は、一括質問として、再質問から
	は、自席での一問一答方式も行うことができるものとする。
	なお、理事者においては、より充実した論議を行うためにも、質問の趣旨に沿った
	的確かつ簡潔な答弁を心掛けるよう求めるものである。
	② 3月定例会における個人質問について
	施政方針説明・当初予算の審議が行われる3月定例会においては、1人会派
	を含めたすべての議員に発言の機会を与えることを目的に、代表質問に加えて個
	人質問を併用することとする。
平成 14 年 1 月 18 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、3月定例会は代表質
	問に加えて個人質問を併用することを決定
平成 14 年 2 月 25 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 46
	人から2人減することを決定

平成 14 年 3 月 4 日	・3月定例会本会議において議員定数を 44 人に減員 (平成 15 年の一般選挙から
	施行)
平成14年11月20日	・「政治倫理検討特別委員会」を設置
平成 15 年 1 月 17 日	・「長崎市議会議員政治倫理条例」を制定(平成 15 年 2 月 25 日施行)
平成 15 年 10 月 1 日	 ・長崎市議会会議録検索システム稼働 【閲覧期間】 ・本会議(平成5年9月~) ・常任委員会(平成11年~) ・特別委員会(平成12年~)
平成 17 年 1 月 1 日	 ・市町村合併に伴い市域が広範囲となること及び議員の調査研究活動が複雑多岐となっていることなどから議員1人当たりの政務調査費の月額が「10万円」から「15万円」になる。 ・これまで本会議または委員会に出席した際に支給されていた9,000円の出席費用弁償を廃止 ・「長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」施行【定例会で報告する契約】 ① 市が賃借人となる予定価格2,000万円以上の賃貸借の契約 ② 地方公営企業の業務に関する予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の契約
平成 17 年 4 月 1 日	・長崎市議会会議規則第 73 条「会議録の記載事項」の第2項の「議事は、速記法によって速記する」を「議事は、録音又は議長が適当と認める方法によって記録する」と 改めたことに伴い速記を廃止 ・政務調査費の交付が「会派」から「議員」に改められる。
平成 17 年 6 月 1 日	・委員会については、ノーネクタイ・ノー上着の軽装執務での出席を可能とする。
平成 17 年 6 月	・平成 17 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の生中継を開始
平成18年3月6日	・議長の諮問機関として「議会活動検討会」を設置し、議会活動等について審議することを決定
平成 18 年 6 月	・平成 18 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の録画中継を開始
平成 18 年 9 月 20 日	・「議会活動検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】 1 議会活動について (1) 一般質問について ① 代表質問の時間について 3月定例会(改選の年は6月定例会とする。以下同じ。)の会派代表質問の時間の上限を120分から90分に変更するものとする。 また、3月定例会における個人質問については、上記変更に伴い、所要の見直しを行うものとする。なお、これら変更等については、平成19年6月定例

決定又は実施年月日	内容
	会から実施することとする。
平成18年11月27日	・「議会活動検討会」の答申を受け議会運営委員会において、会派代表質問の時間
	を上限 120 分から 90 分に変更し、平成 19 年 6 月定例会より実施することを決定
平成 20 年 7 月 1 日	・議長の諮問機関として「議会制度改革推進会議」を設置し、各会派から提出された
	検討項目について審議することを決定
平成20年11月28日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について中間答申がな
	される。
	【答申事項】(一部抜粋)
	1 議員「定数」について
	議員定数については、将来の人口動向や本市の厳しい財政状況を踏まえ、より積
	極的に行財政改革に取り組むべきであるとの立場から、従来の人口1万人に対し
	議員1人から人口1万1,000人に対し議員1人という判断で、現在の条例定数
	44 人から 4 人を減員し、40 人とすべきであるとの意見が多数を占めた。
	なお、「人口1万 2,000 人に対し議員1人の 38 人とすべき」「民意を反映するた
	め条例定数の 44 人もしくは法定定数の 46 人とすべき」との意見があった。
	2 議員報酬について
	議員報酬については、議員定数が決定した後、議員定数の減員による効果等を
	考慮しながら、再度、協議を行っていただきたい。
	3 予算措置関係について (v) 7/25-77 ままった。
	(1) 政務調査費の額
	政務調査費の額については、議員定数及び議員報酬が決定した後、再度、協
	議を行っていただきたい。
	(2) 国内(常任・特別・議会運営委員会)視察旅費の額
	常任委員会の調査旅費については、現行の1委員当たり36万円から11万円
	を減額し、25万円とする。また、特別委員会及び議会運営委員会の調査旅費
	については、現行どおり1委員当たり15万円とする。なお、実施時期は、平成
亚弗 20 年 12 日 2 日	21 年度とする。
平成 20 年 12 月 2 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、常任委員 会1委員当たりの旅費は36万円から25万円に、特別委員会及び議会運営委員
	会の旅費は、現行どおりとすることを決定
平成20年12月12日	・長崎市議会会議規則を一部改正し、「協議又は調整を行うための場」として、全員
十成20年12月12日	は調査で行うための場合として、主負をおける。 お議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員
	励職会、台が代教官会職、自品人会、市任安貞会正副安貞改会職、特別安貞
平成 21 年 2 月 17 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、議員定数を
1200 E	現状の44人から4人減することを決定
平成 21 年 2 月 24 日	・2月定例会本会議において議員定数を40人に減員(平成23年の一般選挙から
1,0001 72/12/14	施行)
平成 21 年 3 月 5 日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について最終答申がな
1 /2/ 21 4 3 /7 3 /1	1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月

決定又は実施年月日	内容
	される。
	【最終答申(内容)】(一部抜粋)
	1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について
	検討項目等が複雑多岐にわたり、長期間を要するため、別途、調査機関を設置して検討していく必要がある。
	2 議会運営について
	(1) 本会議・委員会の運営、(2) 予算・決算審査のあり方
	予算・決算特別委員会の設置を含め、今後、議会運営委員会において協議を
	行っていただきたい。なお、常任委員の任期については、2年間とすべきであるとの
	意見が出された。
	(3) 一般質問時間(1人 40 分)について
	現行どおり会派持ち時間(会派所属人数×30分)の範囲内において、事前に
	通告した時間以内とするとの意見が多数を占めた。
	3 議員連盟のあり方について
	議員連盟の設置については、一定のルールを議会運営委員会で協議し決定してい
	る経過から、見直しが必要であれば、再度、議会運営委員会において協議していた
	だきたい。
平成 21 年 5 月 25 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり
	今後の対応等を決定
	1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について
	・平成 21・22 年度中に検討組織を設置し、協議する。
	2 予算・決算審査のあり方について
	・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。
	3 議員連盟のあり方について
	・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。
平成 21 年 9 月 8 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり
	決定
	1 予算・決算審査のあり方について
	・予算・決算審査について、現行どおり「委員会分割付託方式」で決定
	2 議員連盟のあり方について
	・「議員連盟の設置に関する申し合わせ」の見直し案として、正副委員長案が示され
	正副委員長案のとおり決定された。
	長崎市議会の複数会派の議員で構成する議員有志の集まりが議員連盟の呼称を使
	用する場合に当たっては、議会運営委員会において一定の手続を行い、認定を受け
	なければならない。
平成 21 年 9 月 18 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け、議会基本条例検討特別委員会設置
平成 22 年 7 月 29 日	・市民との意見交換会開催(長崎市立図書館1階多目的ホール)
	内容:議会基本条例検討にあたっての市民との意見交換

決定又は実施年月日	内容
平成22年12月13日	「長崎市議会基本条例」を制定(平成23年5月2日施行)
平成 25 年 2 月	・平成 25 年2月定例会から署名簿(出席簿)を廃止し、議員の応招の通告は、
	「登庁表示板」に表示する運用に改めた。
平成 25 年 2 月 21 日	・地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたこと等
	に伴う「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を実施。併せて
	「政務活動費運用マニュアル」を整備
平成 25 年 9 月 	・平成25年9月定例会からYouTube(ユーチューブ)を利用し本会議中継(録画
	のみ)のスマートフォンへの対応を行う。
亚芹 26 左 4 日 4 日	(※職員が作業を行うことによりゼロ予算で対応可能となる。)
平成 26 年 4 月 1 日 	・議会事務局に設置されている総務課、議事課及び調査課の3課体制を総務課、議事調査課の2課体制に見直す。
平成 26 年 5 月	・政務活動費の前年度分収支報告書のホームページへの掲載
平成 26 年 5 月 30 日	・「長崎市議会 F a c e b o o k 」を開設
平成26年6月	・「特別委員会調査報告書(まとめ)」を平成 23 年度分以降をホームページへ掲載
平成 26 年 9 月	・「市政概要」を平成 26 年度分からホームページへ掲載
平成 26 年 11 月	・「調査資料報」を平成 26 年 11 月版からホームページへ掲載
平成27年7月8日	・議員の欠席を認める理由に「出産」を追加する「長崎市議会会議規則の一部を改正
	する規則」を可決
平成 27 年 10 月	・長崎市議会会議録検索システムに新たに議会運営委員会、世話人会、全員協議
	会及び各派代表者会議の会議録を追加掲載
	【閲覧期間】
	·議会運営委員会(平成7年1月~)
	·世話人会(平成7年5月~)
	・全員協議会(平成 11 年~) ・各派代表者会議(平成元年 1 月~)
平成 27 年 12 月 4 日	・「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置
十成 27 年 12 万 4 日	「投場が議会プレグが端本等人検討会」を設置 (設置要領を制定し平成 28 年 2 月 4 日から施行)
平成 28 年 9 月 6 日	・「タブレット端末導入検討会」から議会運営委員長に対して「タブレット端末の活用に
	ついて(報告)」がなされ、内容については今後検討していくことになった。
	【報告内容】
	1 災害発生時の情報共有・連絡体制の構築について
	災害発生時に備えて、タブレット端末やスマートフォンによる情報共有や連絡ができ
	る体制を構築することが望ましい。
	2 ホームページへの議案・委員会資料の掲載について
	議案・委員会資料をホームページ上に公開することで、市民及び議員が必要に応じ
	て閲覧ができる環境を整備することが望ましい。

決定又は実施年月日 内容 3 各種会議での活用について タブレット端末を本会議、常任委員会、特別委員会などの各種会議で使用を可能とすることが望ましい。 4 ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 平成 29 年 3 月 2 日 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおりませたまか完
タブレット端末を本会議、常任委員会、特別委員会などの各種会議で使用を可能とすることが望ましい。 4 ペーパーレス会議の導入についてタブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成28年8月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 ・「長崎市議会BCP(業務継続計画)〜災害時行動計画〜」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ・「現行マニュアルのうち、3/4と表記されている按分率を全て1/2に改める。②広報紙の発行に伴う印刷費等については1/2上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成28年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成29年5月15日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
とすることが望ましい。 4 ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
4 ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検 討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の 受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証 できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取 扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支 報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成28年8月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 ・「長崎市議会BCP(業務継続計画)〜災害時行動計画〜」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4と表記されている按分率を全て1/2に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については1/2上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成28年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成29年5月15日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。
5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の 受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 平成 29 年 3 月 2 日 ・ 政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の 受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 平成 28 年 9 月 28 日 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 平成 29 年 3 月 2 日 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。 平成 28 年 8 月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 平成 28 年 9 月 28 日 ・「長崎市議会 B C P (業務継続計画) 〜災害時行動計画〜」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
 平成28年8月 ・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。 平成28年9月28日 ・「長崎市議会BCP(業務継続計画)~災害時行動計画~」を制定 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4と表記されている按分率を全て1/2に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については1/2上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成28年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成29年5月15日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
 平成28年9月28日 ・「長崎市議会BCP(業務継続計画)〜災害時行動計画〜」を制定 平成29年3月2日 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4と表記されている按分率を全て1/2に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については1/2上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成28年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成29年5月15日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会では、ないますないでは、ないますないでは、ないますないでは、ないますないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、
 平成29年3月2日 ・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4と表記されている按分率を全て1/2に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については1/2上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成28年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成29年5月15日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
扱いとする。
③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。 平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
平成 29 年 9 月 8 日 ・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり
対応が完
対応を決定
(1)委員会資料をホームページに公開することとし、平成 29 年 11 月定例会分の常任
委員会の委員会資料から、本会議終了後に公開する。
(2)タブレット端末の各種会議への持ち込みは今後の検討課題とする。
(3)スマートフォンの持ち込みについては、これまでの携帯電話の取扱いと同様に持ち込み
は不可とする。
(4)平成 29 年 10 月の決算審査に限り、試行的に平成 28 年度の予算関係の委員
会資料を議会事務局がデータ化し、希望する議員に対してデータの提供を行う。
※平成30年、令和元年も試行的に持ち込みを許可
(5)議員と議会事務局との連絡については、希望する議員に対しては電子メールやライン
等を活用した連絡体制を整備する。
平成 29 年 11 月 20 日 ・議会事務局から議員への連絡方法については、平成 29 年 11 月定例会から一般
質問の通告書の確認や委員会の招集通知、各種資料の送付について、希望する議
員に対してはファックス以外にもメールによる連絡を行うこととした。
平成 30 年 2 月 14 日 ・平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までの計 10 回にわたり議会運営協議会におい
て検討された「政務活動費運用マニュアル」について、平成 30 年4月1日から運用
を行うこと、また運用開始と合わせてホームページで公開することを決定
平成30年6月・平成30年6月議会から、定例会の招集日及び閉会日に議場内で手話通訳を実施

決定又は実施年月日	内容
平成 30 年 8 月 27 日	・熱中症対策などのため、傍聴席において、体調管理上必要な場合については、水
1,3,00 1 0,12, 11	筒、ペットボトルによる水分補給を認める取扱いとした。
	・長崎市議会ビジネスチャットの運用を開始
	【長崎市議会ビジネスチャットの利用について】
	1 利用目的
	(1)災害時等における安否確認
	(2)質問通告表等の資料の送付
	(3)各所管課からの連絡(避難所の開設状況、天候による各種行事の中止など)
	(4)その他事務連絡
	2 使用するアプリケーション
	LINE WORKS(ラインワークス)
令和3年3月9日	1 全国市議会議長会からの標準市議会会議規則の一部改正についての通知を踏
	まえ次のとおり改正を実施
	・女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観
	点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や
	委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産につ
	いて産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図った。
	・行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願
	書については自署又は記名押印のいずれも可能とし、その他、規則・規程などに基
	づくもので押印等を廃止できるものは廃止した。
令和3年11月1日	・議長の諮問機関として「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置(令和3年
	11月1日~令和5年4月末)
	【設置目的】
	議会における ICT の活用推進の一環として、本市議会にタブレット端末を導入する
	に当たり、端末の運用基準(ルール)、機種や導入スケジュールなどを検討すること
	を目的とする。
令和3年12月	・令和3年第6回(11 月)定例会から議案をホームページ(「定例会議決結果一
	覧など」のページ)に掲載することで市民に対して議会活動を情報発信
	・令和3年度の特別委員会資料からホームページへ掲載
令和4年1月	・長崎市公式LINEを利用し、定例会、各委員会の日程、一般質問通告、常任
	委員会の進捗状況、特別委員会の調査結果などを情報発信
	・電子書籍ポータルサイト「ながさきイーブックス」への市議会だより(令和4年2月
	号)から掲載
令和4年2月14日	・長崎市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において「新型コロナウイルス感染症
	の議会対応について」を策定
令和4年2月28日	・オンラインの方法により委員会の開催を行うことができるよう長崎市議会会議規則及
	び委員会条例の一部改正案を可決
令和4年6月8日	・「長崎市議会オンライン委員会運営要綱」を制定

決定又は実施年月日	内容
令和4年8月25日	・令和4年 10 月からのタブレット端末導入に伴い、長崎市議会会議規則に係る申合
	せを次のとおり見直した。
	<第 116 条に係る申合せ>
	「1 本会議場におけるタブレット端末を含むパソコンの議場 内(傍聴席を除く)への
	持ち込みについては、議員が議長から貸与を受けたタブレット端末、説明のための
	出席者及び議会事務局職員が会議の運営のために持ち込むもの、市政記者が
	本会議を傍聴し取材を補完するために用いるもの並びにその他議長が認めるもの
	に限り許可する。」
	・長崎市議会タブレット端末等運用基準を制定
令和4年9月7日	・新庁舎移転後の議場における「大型スクリーン等及び電子採決システムの運用方針」
	を決定
令和4年10月	・タブレット端末の導入(令和4年10月1日)
	・タブレット端末の導入に伴い、令和4年7月臨時会・9月定例会会議録から電子デ
	ータによる配付を開始
令和4年11月16日	1 新市庁舎移転に伴う見直しについて
	(1) 長崎市議会傍聴規則の一部改正
	新市庁舎移転に伴い、新しい議場の傍聴席に車椅子利用者用のスペース、特
	別傍聴席(児童又は乳幼児を帯同する者が傍聴するために使用する席)を設
	けること、また、一般席の傍聴人の定員が 120 人から 98 人に変更となるため傍
	聴規則を改正した。(施行日:令和5年1月4日)
	(2) 新市庁舎前広場の透過ディスプレイを活用した議会活動の情報発信
	①透過ディスプレイの概要
	ア 設置場所 新市庁舎2階吹き抜け部分に面する窓
	イ 寸 法 縦約3m×横約6m(約18㎡)
	ウ 運用開始 令和5年3月
	②議会による情報発信の内容
	ア 定例会・臨時会開催のお知らせ
	イ 委員会開催のお知らせ など
	(3) 会議案内モニターを活用した議会の会議日程等の情報発信
	新市庁舎の1階総合案内付近に設置される会議案内モニターを活用し、来庁
	者に向けて、議会の会議日程などの情報を発信するもの。
	①会議案内モニターの概要
	設置場所 新市庁舎1階 総合案内付近
	(4) 議員登庁表示板の庁内イントラネットへの掲載
	2 議場及び委員会室におけるマイボトルの運用
	体調管理上必要な場合にマイボトル(蓋が閉まる形状の水筒もしくはペットボトル
	の持ち込みを可能とする。ただし、ペットボトルは、「ペットボトルホルダー」に入れ、中
	身が見えないように配慮した上で持ち込むものとし、中身は水、お茶のみとする。

決定又は実施年月日	内容
令和4年12月9日	・電子採決システムの導入、会議録の電子データによる配付を実施することに伴い、長
	崎市議会会議規則の一部改正案を可決(施行日:令和5年1月4日)
	・長崎市議会の個人情報の保護に関する条例を可決
	・11 月定例会本会議終了後に旧議場の閉場式を執り行う。
令和5年1月	・新市庁舎へ移転
令和5年1月26日	・新議場で議場開場式を執り行う。
	・委員会室等へ大型モニター(52型)を設置
	・令和5年第1回臨時会からホームページ及び広報紙へ議案の賛否を公開
令和5年2月28日	・定例会等の議会活動の情報を掲載している広報紙「ながさき市議会だより」につい
	て、一般質問の内容を紹介する記事に新たに質問議員の氏名、顔写真、インターネッ
	ト録画放送のQRコードを追加(令和5年6月定例会分(令和5年9月発行
	号)から掲載)
令和5年6月	・令和5年6月定例会以降は、タブレット端末によるペーパーレス会議を実施
	・上記に伴い、例規集の運用等の解説部分において、「議場において配付する」といった
	紙資料を前提とした表現については、タブレット端末を想定した表現となるよう所要の
	整備を実施
令和5年6月12日	・難聴者用補聴援助システムの導入(送信機1台、受信機5台)
令和6年2月21日	・令和6年2月定例会から聴覚に障害がある方をはじめ、多くの方がより傍聴しやすい
	ように、6 階傍聴席にAI会議録作成システムによりリアルタイムで字幕を表示するこ
	とができる字幕表示用モニターを設置
令和6年3月12日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置
	設置期間:令和6年3月12日~令和7年1月14日
	【調査項目】
	1 議員定数と議員報酬について
	2 ハラスメントについて
	3 SNS発信の在り方について
	4 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて
	5 一般質問の在り方について
	6 予算措置関係について
	①政務活動費の額
	②視察旅費の額
	7 委員会運営について
	①委員会中継の実施、
	②委員の発言に係るルール設定
	8 当初予算・決算審査について
	①特別委員会の設置
	②決算委員会の開催時期
	③委員の任期

決定又は実施年月日	内容
令和6年3月15日	・議会に係る手続のデジタル化を図るための会議規則及び委員会条例の改正案を可決
令和6年8月20日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の3項目に対して中間答申がなされる。 【中間答申(内容)】(一部抜粋) 1 議員定数について 議員定数について、前回議員定数の見直しを行った際の考え方である人口1万
	1,000 人に対し議員 1 人という考えから、人口 1 万人に対し議員 1 人という考えのもと 4 人削減し、定数を 36 人とし、削減の時期については、次回の改選時(令和 9 年)から削減すべきであるとの意見が多数を占めた。このことから本検討会としては、定数を 36 人、削減の時期については、次回の改選時(令和 9 年)から実施すべきと考える。 2 ハラスメントについて 新規条例の制定には一定の時間を要することなどから、まずはガイドラインを策定す
	べきであると決定した。 3 SNSの発信の在り方について 議会の信用を損なうことがないよう議員がSNSを使って情報発信を行う場合に留意すべき事項等を定めたガイドラインを策定すべきであると決定した。
令和6年11月19日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け議会運営委員会において、「長崎市議会 におけるハラスメントの防止等に関する指針」及び「長崎市議会議員ソーシャルメディア 運用ガイドライン」を策定
令和6年11月25日	・「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため相談窓口を議会事務局内に設置(外部相談窓口も併せて設置)
令和6年12月3日	・議会に係る手続のデジタル化を図るため「長崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「長崎市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定(令和7年2月1日施行) ・上記2規程の整備に伴い、陳情の取扱いについて、持参以外の郵送及び電子申請による提出についても認めるものの、以下に該当する場合は委員会に送付しないことに決定 ① 法令等又は公序良俗に反するもの ② 過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの ③ 趣旨又は願意が不明確なもの ④ 市政に関わらないもの ⑤ 陳情者が市内在住ではないもの
令和7年1月14日	⑥ その他議長が適当でないと認めるもの ・「議会制度検討会」から議長に対し、次の5項目について最終答申がなされる。
	【最終答申(内容)】 1 一般質問の在り方について

決定又は実施年月日	内容
	一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入
	することとし、質問場所については、従来どおりとする。また、導入時期については、執
	行部との調整ができ次第、速やかに実施すべきと考える。
	2 予算措置関係について
	(1) 政務活動費の額
	①政務活動費の交付額
	現在の交付額(15 万円)を維持とすべきとの意見となった。
	②ガソリン代の上限額
	現状維持(月額上限2万円)とすべきとの意見となった。
	③出張時のレンタカー及びタクシーの利用
	特段の事情がある場合には、事前に議長に届け出て、利用を可能とするよう改め
	るべきとの意見となった。
	(2) 視察旅費の額
	①委員会の行政視察旅費
	委員会の行政視察旅費については現状維持すべきとの意見となった。
	②海外視察の旅費
	海外視察の旅費については現状維持とすべきとの意見となった。
	3 委員会運営について
	(1) 委員会中継の実施
	検討会では、必要となる経費や作業に対して効果があまり見込めないため実施す
	る必要はないとする意見が出された一方で、開かれた議会として情報公開を進め
	るため実施すべきとの両論の意見が出された。なお、実施すべきとする会派からは、
	実施に当たっては費用面を考慮すべきとの意見が出されたが、配信方法について
	は、映像の有無や生中継の実施の有無について意見が分かれた。
	(2) 委員の発言に係るルール設定
	委員の発言に係るルールは設定しないことになった。
	4 当初予算・決算審査について
	(1) 審査方式
	現行の各常任委員会への分割付託方式を継続することになった。
	(2) 決算委員会の開催時期
	9月中に決算委員会を開催することとする。なお、開催時期の変更については、
	決算資料のあり方について執行部との調整が必要であることから、慎重に実施すべ
	きと考える。
	(3) 委員の任期
	現時点では結論を導くに至らなかった。
	5 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて
	議員活動を長期間欠席する場合の取扱いとして議員報酬を減額する規定を設け
	るべきとの意見が多数を占めた。

決定又は実施年月日	内容
令和7年2月1日	・議会に係る手続のデジタル化の一つとして長崎市電子申請サービスを活用して請願・
	陳情のオンライン申請を開始
令和7年6月19日	・「議会制度検討会」からの最終答申を受け議会運営委員会において、令和7年の
	9月定例会から、一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の
	選択制を導入することを決定